

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年 6 月26日

【会社名】 株式会社免疫生物研究所

【英訳名】 Immuno-Biological Laboratories Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 清藤 勉

【本店の所在の場所】 群馬県藤岡市中字東田1091番地 1

【電話番号】 0274-22-2889 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役業務執行責任者兼事業グループ管理本部長 中川 正人

【最寄りの連絡場所】 群馬県藤岡市中字東田1091番地 1

【電話番号】 0274-22-2889 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役業務執行責任者兼事業グループ管理本部長 中川 正人

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、2026年6月25日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2026年6月25日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金6円 総額55,880,748円

ロ 効力発生日

2026年6月26日

第2号議案 定款一部変更の件

監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除等、所要の変更のほか、会社法上の定めを定款上でも確認するための変更を行うものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

清藤勉、中川正人、小野寺昭子、福永健司の4名を、取締役に選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

岡住貞宏、小嶋一慶、兒島宏和の3名を、監査等委員である取締役に選任するものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額200,000千円以内（うち社外取締役は30,000千円以内）とするものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社監査等委員である取締役の報酬額を年額30,000千円以内とするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成数 (個) | 反対数 (個) | 棄権数 (個) | 可決要件 | 決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%) |
|--------|------------|------------|------------|------|----------------------------|
| 第1号議案 | 38,996 | 748 | 0 | (注)1 | 可決 93.96 |
| 第2号議案 | 39,062 | 683 | 0 | (注)2 | 可決 94.12 |
| 第3号議案 | | | | | |
| 清藤 勉 | 38,770 | 975 | 0 | (注)3 | 可決 93.42 |
| 中川 正人 | 38,873 | 872 | 0 | | 可決 93.67 |
| 小野寺 昭子 | 38,666 | 1,079 | 0 | | 可決 93.17 |
| 福永 健司 | 38,869 | 876 | 0 | | 可決 93.66 |

| 決議事項 | 賛成数 (個) | 反対数 (個) | 棄権数 (個) | 可決要件 | 決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%) |
|-------|------------|------------|------------|-------|----------------------------|
| 第4号議案 | | | | | |
| 岡住 貞宏 | 38,885 | 856 | 0 | (注) 3 | 可決 93.70 |
| 小嶋 一慶 | 38,911 | 830 | 0 | | 可決 93.76 |
| 兒島 宏和 | 38,900 | 841 | 0 | | 可決 93.73 |
| 第5号議案 | 38,582 | 1,162 | 0 | (注) 1 | 可決 92.97 |
| 第6号議案 | 38,390 | 1,355 | 0 | (注) 1 | 可決 92.50 |

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。